

居宅介護支援事業所それいゆ
居宅介護支援重要事項説明書
(2024年6月27日現在)

1. 事業者

- (1) 法人名: 宮崎医療生活協同組合
(2) 所在地: 宮崎市大島町天神前 1175 番地3
(3) 電話: (0985) 23-7168
(4) 代表者名: 理事長 遠藤 豊

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類: 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業所の名称: 居宅介護支援事業所それいゆ
介護保険指定事業者番号 4570300030
(3) 事業所の所在地: 延岡市浜砂1丁目5番6号
電話: (0982) 31-1453
(4) 管理者名: 十川 剛政

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 延岡市(北川町、北方町、北浦町、島浦町を除く)
*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。
(2) 営業日及び営業時間
・営業日 月曜日～土曜日
(但し、国民の休日、8/14・15、12/30～1/3を除く)
・営業時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00
土曜日 8:30～12:30

4. 職員の職種、員数及び職務内容

職員配置は、指定基準を遵守して配置しています

職種名	人員			職務内容
	常勤	非常勤	専・兼	
管理者 主任介護支援専門員	1名		専従 (兼任)	利用の申し込みにかかわる調整、 業務の実施状況把握その他の管 理、居宅介護支援の提供
介護支援専門員	1名以上		専従	居宅介護支援の提供
事務職		1名	兼任	事務業務
合計	2名以上	1名		

5. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

- (1) 当事業の目標とするもの
- ・利用者が可能な限り、居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮した支援を行います。
 - ・利用者の意向及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって支援いたします。
 - ・利用者のサービス事業者選択への支援を行うにあたって、利用者の希望、必要性に反して特定の事業者、法人への利益誘導を行うことがないよう、その選定または推薦に関しては、公正中立に支援いたします。
 - ・介護支援専門員がケアプランに位置付けるサービスについて、利用者は複数の事業所の紹介を求める事ができます。また利用者は介護支援専門員に対し、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事ができます。

(2) 居宅介護支援のサービス内容

- ①要介護認定の申請または更新の手続きの代行を行います。
- ②居宅サービス計画の作成および変更をいたします。
 - ・サービス計画の作成は、利用者の居宅での生活全般を十分配慮し、相談しながら、同意を得たうえで決定いたします。
 - ・サービス計画作成にあたり、利用者の同意を得て必要時主治医等に意見を求めます。また、サービス計画は主治医に提示する事が義務付けられています。
 - ・サービス計画作成後も、継続的に各種サービスの実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更や調整を行います。
- ③サービス提供の実施状況の把握と連絡及び調整を行います。
- ④要介護認定の更新の援助を行います。有効期間満了の30日前までに、要介護認定更新等に必要な情報を提供し、更新を援助します。
- ⑤利用者が、病院または診療所に入院される時は、入院先の病院または診療所の職員に利用者に関する必要な情報の提供を行い、連携に心掛けていきます。
- ⑥入院または入所されている利用者が退院または退所される時は、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を求めるなどの連携に心掛けていきます。
- ⑦その他
介護保険をはじめ、介護サービス等に関することなどをお気軽にご相談下さい。

6. 利用料金

- (1) 居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、ご契約者の自己負担はありません。
- (2) 通常の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、事業所からの往復距離につき1km当たり20円を徴収します。
- (3) 初回加算、入院時情報連携加算、退院・退所加算、通院時情報連携加算、ターミナルケアマネジメント加算等の請求を国保連合会に行いますが、ご契約者の自己負担はありません。

7. 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等を防止するための、感染対策委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練を行います。

8. 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても業務を継続するための計画の策定、研修及び訓練を行います。

9. 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を行うとともに、必要な措置を実施するための担当者を定めます。

10. 身体拘束等の適正化

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

11. ハラスメント対策

適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたも

のにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置をします。

利用者又は家族、身元保証人等からの事業所やサービス従事者、その他関係者に対して故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスの利用を一時中止及び契約を解除させていただく場合があります。

12. 秘密の保持

従業者及び従業者であった者は、業務上知り得た利用者またはご家族の情報を許可なく他者にもらすことはありません。

13. 苦情の受付について

居宅介護支援に関する相談、苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談、苦情等承ります。(詳しくは別紙をご参照ください)

*居宅介護支援事業所それいゆ

担当 管理者 十川 剛政 電話(0982)31-1453

*延岡市役所 介護保険課 電話(0982)22-7069

*宮崎県国保連合会 情報・介護保険課 介護福祉係(介護サービス相談)
電話(0985)35-5301

14. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご家族にご連絡するとともに、必要な対応を行います。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業所

所在地：延岡市浜砂1丁目5番6号

名称：居宅介護支援事業所それいゆ

説明者氏名：_____

私は、本書面により事業所から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

(利用者)

住 所：_____

氏 名：_____

(代理人)

住 所：_____

氏 名：_____ (続柄 _____)

相談・苦情の対応について

居宅介護支援事業所それいゆ

1. 居宅介護支援に関する相談、苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談、苦情等を承ります。

担当：居宅介護支援事業所それいゆ 管理者 十川 剛政
電 話：0982-31-1453
FAX：0982-31-1452

2. 迅速かつ適切に苦情処理を行うための体制・手順

- (1) 苦情又は相談があった場合、利用者の状況を把握するよう、必要に応じ状況の聞き取りのための訪問をおこない、事情の確認を行います。
- (2) 対応内容に基づき、必要に応じた関係者への連絡調整を行うとともに、利用者への対応方法を含めた結果を報告します。
- (3) 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向け取り組みます。
- (4) 相談、苦情処理簿を備え、案件に対する具体的処理の状況を記録、整備、保管します
- (5) 当事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口など関係機関との協力により、適切な対応方法を検討し対処します。

3. 当事者以外のサービス相談窓口

延岡市役所 介護保険課 電話(0982)22-7069
宮崎県国保連合会 情報・介護保険課 介護福祉係(介護サービス相談)
電話(0985)35-5301